

茨木市猫よけ器貸出要綱

（目的）

第1 この要綱は、市民に猫よけ器（超音波を発生させることにより、猫を遠ざける効果を有する器具をいう。以下同じ。）を貸し出すことにより、市民の所有地又は借地に侵入する猫による糞尿等の被害の軽減を図ることを目的とする。

（貸出しの対象）

第2 猫よけ器の貸出しは、次の各号のいずれにも該当する者を対象とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づきより本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市内に存する自己の所有地又は借地に猫よけ器を設置し、猫による糞尿等の被害を防止し、又は軽減しようとする者
- (3) 猫よけ器の貸出しを受けた場合に、猫よけ器について良好な管理をし、近隣の生活安全上支障がない方法で使用しようとする者

（貸出しの数量）

第3 猫よけ器の貸出しの数量は、1世帯当たり1台とする。

（費用負担）

第4 猫よけ器の貸出しは、無償とする。ただし、貸出期間中における猫よけ器の設置及び使用に伴う費用（電池の購入等に係る費用をいう。）は、貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）の負担とする。

（貸出しの申込み）

第5 猫よけ器の貸出しを受けようとする者は、茨木市猫よけ器貸出申込書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、申込内容を審査し、適当であると認めたものについて貸出しを決定し、申込者に対し、猫よけ器を貸し出すものとする。

（貸出期間）

第6 猫よけ器の貸出期間は、貸出しを受けた日から起算して15日以内とする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

（取扱注意事項）

第7 借受者は、猫よけ器の取扱いについて、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意義務をもって管理すること。
- (2) 貸出しの決定を受けた目的以外のために使用しないこと。

- (3) 第三者に転貸しないこと。
- (4) 損傷し、又は滅失しないよう使用すること。
- (5) 使用した後は、清掃すること。
- (6) 貸出期間を厳守すること。
- (7) その他市長が指示した事項
(返還)

第8 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに猫よけ器を市に返還しなければならない。

- (1) 猫よけ器の貸出期間が経過したとき。
- (2) 第2に規定する貸出しの要件を満たさなくなったとき。
(損害賠償)

第9 借受者の責めに帰すべき理由により、猫よけ器を損傷し、又は滅失したときは、借受者は、市長が相当と認める額を弁償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

2 猫よけ器の使用により、借受者が被った被害及び借受者が第三者に与えた損害に関しては、借受者がその責任を負うものとする。

(市長の指示)

第10 市長は、借受者に対し、猫よけ器の貸出しについて必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

別記様式（第 5 関係）

年 月 日

（提出先） 茨木市長

申込者：住 所

ふ り が な
氏 名

ふ り が な
（世帯主 ）

電 話

茨木市猫よけ器貸出申込書

猫よけ器の貸出しを受けたいので、次のとおり申し込みます。

貸出しを希望 する期間	年 月 日 ～ 年 月 日
猫よけ器の 設置予定場所	茨木市